

法と心理学会第26回大会WS

刑事裁判における事実認定へのベイズ理論の適用の意義

企画・話題提供 村山満明（立命館大学），中川孝博（國學院大學）

話題提供 大倉得史（京都大学）

指定討論 太田勝造（明治大学），石塚章夫（埼玉弁護士会）

2025.11.8 南山大学

1

本WSの企画趣旨

- 供述の信用性に関する心理学鑑定が裁判においてなかなか受け入れられないのはなぜか，供述についての心理学鑑定が裁判で受け入れられやすくなるためには何が課題か……2018年より本学会でWS
- 対立仮説検討型供述分析の方法論がベイズ理論を基礎とした証明理論とよく符合していることへの気付き
- 裁判における事実認定がベイズ理論に則る形でなされるようになれば，供述分析の結果も，裁判における事実認定の中に取り入れられやすくなるのではないか
- 刑事裁判の事実認定にベイズ理論を取り入れる意義について考える

2

米国の連邦証拠規則401条の規定

- 米国の連邦証拠規則401条の規定はベイズの考え方に根差していると解することができる

第401条 関連性のある証拠のテスト

証拠は (a) 当該証拠がなかったとした場合と比較して，事実の存在の蓋然性を高め，又は低める傾向をいささかなりとも有し，かつ (b) 当該事実が，当該訴訟を解決する上で重要である場合に 関連性を有する。

3

ドイツの *Tatsachenfeststellung vor Gericht*
(裁判における事実認定) における証明理論

- 初版（1981年）より第6版（2025年）まで，ベイズ理論を基礎とした証明理論が一貫して論じられている
- わが国では，その初版の出版と同時期に，裁判の証明論にベイズ理論を取り入れた『裁判における証明論の基礎』（太田，1982）が出版されている。



4

ベイズ意思決定論とは

- ベイズ意思決定論とは、不確実な状況下での意思決定を、ベイズの定理を用いて確率的に評価・最適化する理論
- 事前の情報（事前確率）と新たな証拠（尤度）を組み合わせる事後確率を算出し、その結果に基づいて期待損失を最小化する選択を行う
- これにより、合理的かつ統計的に最適な判断が可能となる

5

ベイズ理論と事実認定

- ベイズ理論を裁判における事実認定に生かすということは、必ずしもデータに基づいて細かな確率計算をするということではない
- 事実認定の際の思考方法のモデルである
- ベイズ理論——考え方の合理的な筋道ということであって、細かな確率計算が必要ということではない——を正しく理解し、裁判の事実認定に生かしていくことは、事実認定を適正なものにしていく上で必要（太田）

6

本WSの構成

- *Tatsachenfeststellung vor Gericht* における証明論の紹介（村山）
- 福井女子中学生殺人事件の供述心理学鑑定の内容紹介（大倉）
- 福井女子中学生殺人事件の判決・決定に認められる特徴（中川）
- 事実認定へのベイズ理論の適用の意義について（太田，石塚）
- 質疑

7

8

法と心理学第26回大会WS
刑事裁判における事実認定へのベイズ理論の適用の意義

ドイツの事実認定についてのテキストにおける証明論
Tatsachenfeststellung vor Gericht『裁判における事実認定』

話題提供 村山満明（立命館大学）

9

Tatsachenfeststellung vor Gericht 初版（1981）～第6版（2025）

初版（1981）

第2版（1995）

第3版（2003）

第4版（2014）

第5版（2021）

第6版（2025）

10

<i>Tatsachenfeststellung vor Gericht</i> （第6版）の構成	
章のタイトル	同左日本語訳
A. Einführung	A. 序
B. Der Irrtum	B. 錯誤
C. Die Lüge	C. 虚
D. Prinzipien der Sachverhaltskonstruktion	D. 事実構成の原則
E. Beweislehre	E. 証明理論
F. Allgemeine Vernehmungslehre	F. 尋問の一般理論
G. Besonderheiten der Vernehmung im Strafverfahren	G. 刑事手続における尋問の特殊性
H. Protokollierung	H. 記録

11

<i>Tatsachenfeststellung vor Gericht</i> （第6版）の証明論の章の構成	
節等のタイトル	同左日本語訳
I. Grundsätze der Beweislehre	I. 証明論の基本原則
1. Das Beweismaß	1. 証明度
2. Besonderheiten im Verwaltungsgerichtsprozess	2. 行政裁判手続の特殊性
3. Das Beweismaß im Strafprozess	3. 刑事手続における証明度
4. Freie Beweiswürdigung	4. 自由心証主義
II. Indizienbeweis	II. 情況証拠
1. Indizienbeweis als Regelbeweis	1. 通常の証明としての情況証拠
2. Beweiswürdigung beim Indizienbeweis	2. 情況証拠における証拠の評価
III. Wahrscheinlichkeitstheorie	III. 確率論
1. Stand der Wissenschaft	1. 科学の状況
2. Bayes-Theorem	2. ベイズの定理
3. Vertiefung der mathematischen Fragen	3. 数学的問題の深化

12

裁判官の確信とは主観的確率である

- 主観的確率：入手可能な情報を考慮した上で、将来の出来事の発生、あるいは発生した出来事の原因についての、私たち主観的信念を表現したもの。主観的確率とは、確信の程度、確信度、信念を指す
- ⇔客観的確率：任意に繰り返し可能な条件下で、ある事象が発生する頻度
しかし、刑事事件のような事象は唯一無二であり、客観的確率を求めることはできない
- 裁判官は、証拠調べに基づいて、ある主張が真実であるか、真実ではないか考えるかを判断しなければならない。それはまさに主観的確率の特質を表している

13

3つ組の質問

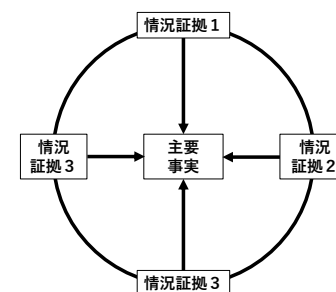
- ある情況証拠が有罪の証拠になるか無罪の証拠になるかを判断するには、次の3つの質問（三つ組の質問）をしなければならない
- ①その情況証拠は、主要事実あり（グループ1）においてはどのくらいの頻度で出現するか？
- ②その情況証拠は、主要事実なし（グループ2）においてはどのくらいの頻度で出現するか？
- ③その情況証拠は、グループ1とグループ2のどちらで多く見られるか？
- ①と②の頻度の比は数学的には尤度比と呼ばれ、尤度比は情況証拠の抽象的証明力を意味する
尤度比が1より大きい場合にはその証拠は有罪の、1より小さい場合は無罪の裏付けとなる

14

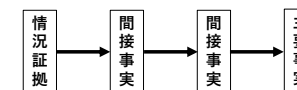
その他の情況証拠の評価に際して留意すべき点

- 有罪確率を求めるのには事前確率——その情況証拠を考慮する前の段階で被告人が犯人であると考えられる確率——も考慮しなければならない
有罪確率は事前確率と情況証拠の抽象的証明力（尤度比）を掛けることによって求められる
- 複数の情況証拠がある場合、その組合せの抽象的証明力を判断する際には、それらの情況証拠の独立性と依存性に注意する必要がある
- ベイズの定理が適用されるのは、情況証拠が「証拠の環」を形成している場合である⇔「証拠の連鎖」の場合には、積の法則が適用される

15



証拠の環 Beweisring



証拠の連鎖 Beweiskette

Benderら（2025）を参考に村山が作成

16

2025年11月8日 法と心理学会
「刑事裁判における事実認定への
ベイズ理論の適用の意義」

福井事件再審開始決定における 供述心理鑑定の「痕跡」

京都大学人間・環境学研究所
大倉 得史

2024年10月23日名古屋高裁金沢支部決定 (山田耕司裁判長)

- 以上の検討によれば、弁護人らが提出した心理学者作成の鑑定書・・・を始めとする他の新証拠を更に検討するまでもなく・・・請求人を犯人であると認めることはできない。

⇒再審開始決定「正本」185頁を仔細に検討すると、鑑定書の影響ないし「痕跡」が散見

対立仮説検討型供述分析

- 体験仮説P：実体験に基づく体験供述である
 - 非体験仮説Q: 実体験に基づかない非体験供述である
- ⇒それぞれの仮説のもとで対象の供述が出てくるか否かを吟味

- ①体験仮説Pのもとでの背理要素（非体験性徴候）
- ②非体験仮説Qのもとでの背理要素（体験性徴候）

※背理要素のカテゴリー表（表1）参照



- ①、②の数とレベルを比較
- ⇒「体験供述である蓋然性」を7段階で判定（表2）
（「極めて高い」～「極めて低い」）

レベル	非体験性徴候	定義	体験性徴候	定義
1	記憶特性への違反	記憶の自然な特性に違反している。	一貫性	虚偽供述だとは到底思えないほどに、長期間（数か月～1年以上）にわたって、基本的な筋書き・ニュアンスおよび一定の細部が維持されている。
	体験性への違反	体験としての自然なまとまり（行為、意図、心情等の整合性）を欠いている。	提示情報への特異な反応	捜査機関が提示した情報に対する犯行体験者ならではの「反応」（体験記憶と異なることへの驚き等）が見られる。
	必要な体験要素の欠如	以前の供述に出ていた重要要素が後の調書で消失する、あるいは状況から見て言及されて然るべき要素（その状況を生きる人間にとって注意の焦点となり、事後的にその状況を語る際に言及されないことが考えにくい要素）が欠落している。		
	嘘の原則への違反	供述者自身がそれを嘘だと自認している要素、または供述状況から見て、それを嘘として考えるほかにないような要素について、そのような嘘をつく理由が認められない。	些末な内部情報の暴露	捜査機関が把握していて、事件に無関係の者には知り得ない些末な内部情報に、供述者が自発的に言及している。
	供述の進化発展性	初期の簡素な供述が（急激に、または徐々に）豊かになり、出来事の細部が肉付けされていく。		
2	無知の暴露	現場にいた者ならば必ず知っているはずの情報を供述者が知らないことが露呈する。	能力超出性	供述者の能力（知的能力、年齢相応の知識等）を超えた要素が含まれている。
			唯一無二の細部	供述者が実体験を持たずに、捜査機関に迎合して供述していると仮定した場合に、想像で構成することが困難である要素（実際に体験していない限りは思いつかないような特異な出来事、相手の特異な言動、自身の特異な身体感覚などを含む）に言及している。その要素は捜査機関や虚偽供述者にとって、それに言及する必要性が感じにくい。
			時間的統合	供述者の作為が及びにくい複数の時間的流れの矛盾ない統合、および時間の転調や新たな展開が見られ、筋書きが客観的に確認される他者の供述や物証等と整合している。
			新規事実の暴露	捜査機関すら知らなかったような客観的に確認可能な情報が供述者から自発的に語られ、事後的な裏付け捜査でそれが確認される。
3	逆行的構成	事後的に知り得た情報や事後的な要請に基づいて、当時の行動が(再)構成されたり、歪められたりする。	真正の秘密の暴露	実際の「犯行体験者」ないしは「被害体験者」しか知り得ず、想像で思いつくことのできない情報が、自発的に語られ、裏付け捜査により客観的に確認が取れる。
	現実原則への違反	客観的事実と異なる要素や、現実には不可能だと思われる行動、現実にはあり得ない事象を含む。		
備考	レベル1：その他にいくつもの徴候が見られるとき、当該仮設の採用には注意すべき。 レベル2：同レベルの徴候が複数見られるとき、当該仮設の採用には十分注意すべき。 レベル3：一つでもある場合、当該仮設の採用には十分注意すべき。 ※ある徴候が通常のレベルを超えて有力な背理要素とみなしうるとき、「大きな」という修飾語を付ける。Ex)「記憶特性への大きな違反」は、通常より1段階レベルを上げて、レベル2とみなす。 ※ある徴候が見られるものの、事実関係に若干の曖昧さが残り、確定的にその徴候が存在するとまでは言えない場合、「の可能性」という修飾語を付ける。レベルは保留する。Ex) 現実原則への違反の可能性			

表1 背理要素（体験性徴候、非体験性徴候）のカテゴリー

体験供述である蓋然性	体験仮設への背理要素	非体験仮設への背理要素
極めて高い	背理要素が見られない	重大な背理要素を含む多数の背理要素が見られる
非常に高い	背理要素が見られない	多数の背理要素が見られる
高い	背理要素が見られない	背理要素が見られる
どちらとも言えない	背理要素が見られない	背理要素が見られない
低い	背理要素が見られる	背理要素が見られない
非常に低い	多数の背理要素が見られる	背理要素が見られない
極めて低い	重大な背理要素を含む多数の背理要素が見られる	背理要素が見られない

表 2 対立仮設検討型供述分析の判定基準

ベイズ確率論との関連

- 与えられた証拠：E
- 仮説：H
- 事前確率（その証拠が与えられていない状態で、仮説Hが正しい確率）： $P(H)$
- 尤度（仮説Hのもとで証拠Eが出現する確率）： $P(E | H)$
- 事後確率（証拠Eのもとで仮説Hが正しい確率）： $P(H | E)$

事後確率 $\propto$ 事前確率 $\times$ 尤度

- $P(H | E) \propto P(H) \times P(E | H)$
- $P(\sim H | E) \propto P(\sim H) \times P(E | \sim H)$

- 中立に最初の出発点 $P(H) = P(\sim H) = 0.5$ と仮定すると

$$\frac{P(H | E)}{P(\sim H | E)} = \frac{P(E | H)}{P(E | \sim H)}$$

⇒ 供述証拠Eによって、仮説H（体験仮説P）と仮説 $\sim H$ （非体験仮説Q）の蓋然性がどの程度高まるかを判断するためには、仮説H（体験仮説P）のもとで証拠Eが出てくる確率と、仮説 $\sim H$ （非体験仮説Q）のもとで証拠Eが出てくる確率を比較すれば良い（尤度比の推定）

痕跡① 「対立仮説検討」への意識

- 「弁護人らは・・・迎合した主要関係者が事実と反する誤った供述をして、請求人を無実の罪に陥れたのではないかという仮説ないし立証命題を打ち立て、それに見合った主張・立証を組み立てているものとみられる」（正本14頁）
- 「再審請求審においても・・・**弁護人らが打ち立てた前記仮説が成り立つかもしれないとの心証**に到れば、弁護人らによる**再審開始事由の立証が成功**したものと評価することができる」（正本15頁）
- 「弁護人らの提示した仮説ないし立証命題が十分に成り立ち得るものであり、主要関係者供述の信用性を認めて請求人を本件殺人事件の犯人とした確定判決の事実認定には合理的な疑いが生じたといわざるを得ない」（正本16頁）



有罪認定とは別の「仮説」（筋書き）が**成り立ちうるかもしれないという「成立可能性」**を認めて、これを「**合理的な疑い**」としている

⇒対立仮説検討というフレームへの意識

A男供述に連動して動くH子、G男

日付	A男	H子	G男
X-1年12・6	Mに b男 が同行していた。		
X-1年12・7		血の付いた男、その同行者ともに分からない、思い出せない。	
X-1年12・14		同行者は b男 だった気がする。	
X-1年12・15			同行者はX男か b男 。はっきり思い出せない。
X-1年12・24			Mと一緒に来たのは b男 だったと思う。
X-1年12・26	捜査機関がB男の乗り回していたスカイラインを領置。		
	b男が釈放される。		
X年1・3	Mと一緒に来たのは、実は B男 だった。 B男 の父が暴力団関係者なので言いにくかった。	※B男ストーリーでは、H子宅に向かう際のスカイライン運転手がN男とされている	
X年1・26		血の付いた男と一緒に来たのは N男 。本当は1回目の取調べで思い浮かんだが、 <u>同郷で、アンパン仲間のN男の名前を出しにくかった。</u>	
X年2・25			部屋にいたのはb男ではなく B男 。 <u>暴走族仲間で、昔からの友達であったB男の名前を出しにくかった。</u>

- A男の「口走ってしまったB男の姓をごまかすために、とっさにb男にすり替えた」という弁解の不合理性を指摘
- A男の「怖くてB男の名前を出せなかった」という変遷理由の不合理性
- 3人の供述が同期して変遷することの不合理性
- 3人の供述の変遷理由が同期して変遷することの不合理性

痕跡② 3名の供述の信用性を否定

- A男は「自らB男の名前を挙げたようなものであるから・・・A男がどれだけB男をかばうつもりがあったのか疑わしく、また、B男との関係性から、関係者としてB男の名前に言及することができなかったというのも疑問がないわけではない」（正本169頁）
- 「H子やG男の供述経過をみると、他の主要関係者供述を受けた変遷がみられるから、H子やG男が実際に目撃した体験供述を述べているのかに疑問を生じさせるに十分である。殊に、この二人は、A男供述からの誘導や示唆を受けて、本件に関与のないb男の名前まで出して巻き込もうとしていることから首肯できる」（正本179-180頁）
- 「A男供述の変遷に応じて供述を変えていくなどしたH子やG男の供述経過からすれば、同人らは、その立場などにも鑑み、簡単に誘導に乗りやすい人物であると認められ、同人らの供述に信用性を認めるのは困難」（正本180頁）

N男供述の「逆行的構成」

調書	スカイラインについての供述
X年1・28員面	・スカイラインであることは分かったが、年式までは分らない。オートマチックで、パイオニアのコンポが付いていた。友人のJ男のマークIIと同じ最新型のコンポで、乗った際にすぐ分かり、「J男の車と同じコンポや」と思ったのを記憶している。（13-14丁） ・（スカイライン現物を見せられて）事件のスカイラインに間違いはない。（15丁）
X年3・4員面	・スカイラインのカーコンポは殺人事件発生時取り付けられていなかったそうで、その点、自分の勘違いだった。（2丁） ・J男のマークIIによく乗っていたので、運転席付近のイメージが慣れており、そのカーコンポをすぐ思い浮かべるから錯覚をしてしまった。（2-3丁）
X+1年1・21 一審8回公判	・スカイラインのカーステレオは覚えていない。（46丁）
X+2年12・7	・車を警察で見せてもらったときに、パイオニアの新しいコンポを見て、これ知っていると言ったので、あのような調書になった（26丁）
一審36回公判	・警察にあったスカイラインと、自分が案内したスカイラインとが同一のものと思った根拠はない。スカイライン一般のシートやメーターの特徴を言っただけ。（45丁）

- ・ 事後的にしか知り得ない情報を組み込んだあり得ない状況を語っている
- ・ →レベル3の逆行的構成
- ・ こうした嘘をつく動機はN男にはない（車を特定したい捜査機関の欲望）

痕跡③ 捜査機関の誘導の認定

- 調べが経調取が以上おかし
 N男が月かてもおかし
 て、10をしないとしてい
 つか勘認められ
 に生がとは認
 遷発男とは
 変件N男
 述事・あ
 供人・あ
 の殺・が
 こ件り導8
 は、本あ誘7
 ははで・決
 決のら・判
 判たか・定
 定けてく・確
 「確受しな
 を過くる
- て、アっと当の
 し二回だ件と
 とオがじ事た
 験パこれ同し
 体パことらり
 実際、オかた
 のたらテあ抱
 らつけスでを
 自乗付一の想
 は、にり力う感
 述ン取のいり
 供イが車とた
 のラオのたし
 初イレ人いを
 当カテ友抱験
 のスス、を
 の色一て想な難
 N白力見感うえ
 、に型をのよ考
 し夜新のとの
 か当最たたそ
 し件のいっ違
 事製て思夜勘
- 特スさ山供
 た一用松る
 っ力使、べる
 立のにら述あ
 目型夜かを
 に新当と験き
 等最件こ体べ
 式の事る実う
 型製、ない
 やアばとな
 色二れ抛得る
 体才な根りあ
 車イとるあが
 は、パたえ・性
 は、い支・能
 ンろてを・可
 イこれ性てた
 ラとさ一いし
 イた載同お出
 カっ搭のに作
 スかがとらを
 件な才車官書
 本はレた察調
 徴テれ警述
 (正本74-75頁)

痕跡④ 「具体性」や「迫真性」による 供述評価への注意喚起

- [illegible]

まとめ

- 鑑定書を意識していると思われる箇所や、その分析・論旨を踏襲している箇所、筆者の議論を応用するように裁判所なりの「対立仮説を立てての検討」を行っている箇所などが散見
- 筆者の「難解な」心理学的鑑定書を軸にしながら、法曹の観点から弁護団が把握した外部的情報も交えながら弁論を展開
- ⇒関係者が利益誘導等を受けていた客観的事情と、鑑定書が明らかにした「供述そのもの」の内的な不自然さとの絡み合い
- さらに、鑑定書で示唆された誘導の可能性が、開示証拠等によって明らかに



- 「弁護人らが打ち立てた前記仮説が成り立つかもしれないとの心証」に到り、「心理学者作成の鑑定書・・・を更に検討するまでもなく」、弁護人らによる再審開始事由の立証が成功したと認定

福井事件における B男供述の信用性評価をめぐる 裁判所のディスコミュニケーション

2025/11/08

法と心理学会第26回大会(於・南山大学)
WS01「刑事裁判における事実認定へのベイズ理論の適用の意義」

中川孝博(國學院大學)

1

事件の概要

- ・ 1986年 福井事件発生
- ・ 1990年 第一審 無罪
- ・ 1995年 控訴審 逆転有罪
- ・ 2025年 再審 控訴棄却により第一審無罪判決確定

→ 無罪判決の確定まで35年

2

2人の裁判官の発言

◎第一審左陪席 林正彦氏

「有罪は考えられないと思っていたが、控訴審でひっくり返った。説得力ある判決が書けていなかったのかとショックだった」

◎再審裁判長 増田啓祐氏

「一審の無罪で確定していた可能性もある事件でした。長期間にわたりご苦勞をおかけしてしまい、大変申し訳なく思っています」

3

問題意識

- ・ 第二審はなぜ説得されなかったのか？
- ・ 第一審判決と再審開始決定の差は？
- ・ 冤罪救済の遅延を防ぐという観点から、ベイズ理論により証拠評価の叙述を比較

4

B男供述の信用性

第二審が重視した3要素：

1. 一貫性
2. 他の証拠による裏付け
3. 具体性・迫真性・臨場感

5

分析方法

- 第二審判決を基準に各裁判書の証拠評価過程を整理
- 「 $P(E|H)$ 」 「 $P(E|\sim H)$ 」 の叙述を比較

6

裏付けの存在

- ・ 第一審：裏付け(①②)を簡略に認定
- ・ 第二審：同じ粗い叙述を踏襲
- ・ 再審開始決定：
 - ベイズ的検討により、①の関連性、②の証明力を低評価
 - ③スカイライン目撃を中心に再評価
 - 新証拠(捜査報告書3通・警察官調書1通)を検討し、C'男供述を否定
- 第一審でも可能な検討

7

具体性・迫真性・臨場感

- ・ 第二審：「ある→信用できる」
- ・ 第一審：確率的検討なし
- ・ 双方ともベイズ的検討欠如
- ＊ 第一審が提起した疑問にはアブダクション（疑問を解消させる仮設が説明可能だから疑問は解消される）で応える

8

具体性・迫真性・臨場感

- ・再審開始決定：ベイズ的検討
- ・具体性・迫真性・臨場感は解明度を上下させる要素ではないと判示
→ 大倉鑑定の影響

9

考察

1. ベイズを意識した証拠評価は検討モレ防止に資する
2. アブダクションという論証形式に依存せず、確率判断を明示することは検討モレ防止に資する
3. ベイズを意識した証拠評価は、重要／些末なイシューの区別を明確にし、重要イシューの解明度を上げるために証拠開示が必要であることを自覚させるのに資する
4. 一般的な証明理論を意識すべき必要

10

表1 B男供述の信用性評価における「裏付け」の評価

*E: B男供述に当該裏付けがある H: B男供述が信用できる

	番号	証拠評価の過程を記した判示	評価を記した判示	P(E H)	P(E ¬H)	備考
第一審判決	❶	タクシー乗車の事実につき一部確実と思われる裏付けがあり、……	などに徴すると、その信用性は、容易に否定できないのではないかと見る余地がないではない	○	—	「一部確実と思われる裏付け」を具体的に示していないが、おそらく第二審判決❶と同内容。 P(E H)の程度について検討していない。 P(E ¬H)への言及がない。
	❷	当夜K男からスカイラインを借り出した事実についても右K男の証言（10回公判）より一応裏付けられていること、……		○	—	P(E H)の程度について検討していない。 P(E ¬H)への言及がない。
	❸	(言及なし)				再審開始決定が力点を置いた❷に言及がない。目撃者C男が判決書に登場しない。
	❹	a (言及なし)				
		B男 (言及なし)				
		1 (言及なし)				
	c	2 (言及なし)				
第二審判決 (確定判決)	❶	サンサンタクシー有限会社の運転手Sの司法警察員に対する供述調査並びにこれに添付された同人作成の運転日報及びサンサンタクシー有限会社の乗配表などによれば、B男が本件犯行のあった三月～九日の夜、同社のタクシーを利用してM方まで行き、同人が不在であったため、そのまま同タクシーで自宅まで戻った事実が、……裏付けられている		○	—	P(E H)の程度について検討していない。 P(E ¬H)への言及がない。
	❷	K男の原審公判廷における証言及び同人の作業日報等によれば、B男がK男からスカイラインを借りた事実が、……裏付けられている		○	—	P(E H)の程度について検討していない。 P(E ¬H)への言及がない。
	❸	C男の原審公判廷における証言によれば、B男が、本件犯行が敢行された日時ころ、丁原団地六号館西側道路にスカイラインを停車させていた事実が……裏付けられている（弁護人は、C男の原審公判廷における、そのころ、B男が供述する場所に、丸型のテールランプを有する白色の普通乗用自動車が停車していたのを目撃したとの証言は、信用できない旨る主張するが、いずれも同証言の内容に照らし採用できない。）。	(B男供述の)内容が、客観的証拠ないし他の関係者の供述、証言によって裏付けられており、信用性が認められる。	○	—	P(E H)の程度について検討していない。 P(E ¬H)への言及がない。 K男証言の信用性判断の判示が極端に短い。
	❹	a B男の供述のとおり、Y男が昭和六〇年五月二〇日から福井市江守の里にある甲田コーポに居住していたこと……は、供述に出てくる電車通り（通称フェニックス通り）に出る右角の公衆電話の設置場所、当時戌田会事務所で事務所当番をしていたK男の原審公判廷における証言、A男の供述、証言により裏付けられている。		○	—	P(E H)の程度について検討していない。 P(E ¬H)への言及がない。
		b 当時、B男は、被告人が「お兄ちゃん」と呼んでいるY男夫婦が右甲田コーポに居住していることを全く知らなかったこと……は、供述に出てくる電車通り（通称フェニックス通り）に出る右角の公衆電話の設置場所、当時戌田会事務所で事務所当番をしていたK男の原審公判廷における証言、A男の供述、証言により裏付けられている。		○	—	P(E H)の程度について検討していない。 P(E ¬H)への言及がない。
		c 1 被告人がA男に連絡をとろうとしたことは、供述に出てくる電車通り（通称フェニックス通り）に出る右角の公衆電話の設置場所、当時戌田会事務所で事務所当番をしていたK男の原審公判廷における証言、A男の供述、証言により裏付けられている。		○	—	P(E H)の程度について検討していない。 P(E ¬H)への言及がない。
		2 被告人がA男に連絡をとろうとしたことは、供述に出てくる電車通り（通称フェニックス通り）に出る右角の公衆電話の設置場所、当時戌田会事務所で事務所当番をしていたK男の原審公判廷における証言、A男の供述、証言により裏付けられている。		○	—	P(E H)の程度について検討していない。 P(E ¬H)への言及がない。
再審開始決定 (新旧証拠を総合評価した箇所より)	番号	証拠評価の過程を記した判示	評価を記した判示	P(E H)	P(E ¬H)	備考
	❶	自宅からM方を往復したとのサンサンタクシーの利用については、B男の事件当夜の行動を一部裏付けはするものの、B男がサンサンタクシーを利用した後に請求人らと行動を共にした事実を直接裏付けるわけではないから、確定判決にいう大要（注：事件当夜の出来事につき主要関係者の供述群に共通する一つのストーリー。正本13頁参照）との関連性は薄く、B男供述の信用性を補強する力はかなり限定的である。（正本101頁）		○	○	裏付けとなる事実の関連性が低いことに言及しているが、この判示は、P(E H)とP(E ¬H)との間に差がほとんどない（つまりP(H E) ≒ 0.5であり証明力が低い）と変換できよう。
	❷	K男の公判証言から、B男がK男からスカイラインを借りたことが裏付けられているとしても、肝心の本件殺人事件と本件スカイラインとの関連性に関するC男証言が崩れてしまえば、B男供述に関する客観的裏付けはかなり浅薄なものになる。（正本101頁）		○	○	この判示は、❷を単独でみた場合、証明力がさほど高くない（つまりP(E H)とP(E ¬H)との間に差がほとんどない）と変換できよう。
	❸参考	【新証拠と旧証拠との総合評価によりC男供述の信用性が否定され、裏付け事実の認定に疑いが生じたため、直接の比較ができない。以下は参考】 ……本件殺人事件と直接の利害関係のないC男の車両目撃証言は、動かし難い客観的証拠に準ずるものであって、本件殺人事件と本件スカイラインとを結び付けるとともに、B男らが本件犯行時刻頃に被害者方付近にいたことの客観的裏付けとしても重要な意味合いを持つものというべきである。（正本101頁）	確定判決にいう大要に係る供述部分について客観的裏付けをほとんど欠いている、（正本130頁）	—	—	❶のみが重要な裏付けとなり得るものであったことを強調している。
	❹	a参考 【新証拠により当該事実に関するB男供述の信用性が否定されたので、直接の比較ができない。以下は参考】 確定判決が指摘するY男の甲田コーポ居住についても、新証拠によれば、捜査機関がもともと把握していた事実であるから、秘密の暴露といえないことはもちろんのこと、供述経過に照らして、確定判決がいうような体験供述と言えるかについて合理的疑いが生じている。（正本122頁）		—	—	別の視点から論じているのでP(E H)にもP(E ¬H)にも言及していないが、裏付けとなる証拠は❶と同等なので、実質的には❶の叙述をここにも適用できる。
		b B男の認識（注：第二審判決が認定した、「当時、B男は、被告人が「お兄ちゃん」と呼んでいるY男夫婦が右甲田コーポに居住していることを全く知らなかったこと」を指す）については、どの証拠により裏付けられているとした趣旨が定かでなく、確定記録中もそれらしき証拠は見当たらない。（正本111頁）		—	—	そもそもEを認定できる証拠が記録中に存在しないという指摘。
	c	1 請求人がA男に連絡を取ろうとしたことについて、……B男は事件当夜以前から……A男方に入出入りをしていたから、A男方付近の公衆電話の設置状況を知っているも何ら不思議ではなく……		○	○	公衆電話の設置場所につき、B男供述を裏付けする力の弱さに言及しているが、この判示は、P(E H)とP(E ¬H)との間に差がほとんどない（つまりP(H E) ≒ 0.5であり証明力が低い）と変換できよう。
		2 A男やK男の供述……は、他の供述と独立して信用性が肯定できる性質のものではなく、B男の供述と相互に信用性を補完し合う関係にあるところ、後述するとおり、A男やK男の供述の信用性に問題があるから、A男やK男の供述は、B男の供述の信用性評価にあたり、確かな裏付けとは評価できない……（正本123頁）		—	—	A男やK男の供述につき、B男供述と独立していないことを指摘しているが、この判示は、実質的に、確定判決が循環論法に陥っていることを指摘するものといえる。

表2 B男供述の信用性評価における、「具体性、迫真性、臨場感」の評価

＊E: B男供述に具体性、迫真性、臨場感がみられる H: B男供述がB男の体験に基づいている

	番号	証拠評価の過程を記した判示	評価を記した判示	P(E H)	P(E ~H)	備考
第一審判決	❶	具体的で詳細な部分を多く含み、一見、体験者でなければ供述できないのではないかとと思われる事項もあるほか、……	などに徴すると、その信用性は、容易に否定できないのではないかと見る余地がないではない	○	—	P(E H)の程度について検討していない。 P(E ~H)への言及がない。
	参考	B男の供述は、被告人が車を出て被害者方へ赴き、犯行に及んで戻ってくる間、二、三〇分車の中でシンナーを吸って漫然と待っていたとの供述で終わっており、被告人が戻ってくると、再び自己の行動、心情も含めて、被告人についての観察、叙述が詳細になっている。次いで、被告人の行動について、ほかの関係者の供述を得られる時点、すなわち、被告人の身柄をA男及びN男に引渡してからの自己の行動については、途端に記憶がなくなる……	同人の供述の経緯については、不自然、不合理さが看取されるというべきである。			被告人についての叙述を詳細にできた原因に踏み込まないので、P(E ~H)の評価には結びつかない。

	番号	証拠評価の過程を記した判示	評価を記した判示	P(E H)	P(E ~H)	備考
第二審判決 (確定判決)	❶	また、B男の供述、証言は、……と供述している（以上原審第三回公判廷）が、これらの供述は具体的で臨場感にあふれ、迫真性がある。	—	○	—	P(E H)の程度について検討していない。 P(E ~H)への言及がない。
	参考	被告人が車に戻ってきてからの出来事については、その時の被告人の異常な言動に加え、被告人にシンナーを注いでやった際、その右手に血が付着しているのを目撃したとの供述内容は、それがまた <u>犯行直後における被告人の行動を裏付ける重要な事柄である以上、捜査官からの追及も入念になされたであろうと容易に想像されるところであり、いきおいその供述内容が詳細かつ具体的になるのもこれまた当然のことである。</u>	したがって、右供述内容の多少は、原判決のように不自然、不合理であるとして、供述の信用性を否定する要素とはなりえない。			第一審に応え、 <u>可能性論（ニアブダクション）として</u> 、被告人についての叙述を詳細にできた理由のみを想像して述べているので、P(E ~H)の評価には結びつかない。

	番号	証拠評価の過程を記した判示	評価を記した判示	P(E H)	P(E ~H)	備考
再審開始決定 (新旧証拠を総合評価した箇所より)	❶	このような、臨場感や迫真性にあふれる供述が可能となったのは、B男が実際に供述内容に沿う体験をしたからではないかと感じられるところもあり、確定判決も、その説示に照らして、臨場感や迫真性等に相当程度重きを置いているように思われる。	体験供述であるとまでは評価できず、	○	○	ここでは省略したが、作り出すことが可能という主張の論証が長めにある。
		具体性、迫真性や臨場感があるような表現ぶりにはなっているものの、 <u>その程度は作り出すことも可能な程度</u> であり、				
		確定判決は、請求人がa団地から本件スカイラインに戻って以降の出来事は、犯行直後における請求人の行動を裏付ける重要な事柄であり、警察官からの追及も入念になされ、それにより供述内容が詳細かつ具体的になるのも当然であると説示する（確定判決31丁）。しかし、そのような供述の詳細化、具体化が、事件当夜の実体験に基づくものなのか、それとも、B男が過去の類似の実体験のほか、取調べや、新聞報道等を通じて知った本件に関する情報等を参考として、供述に肉付けや修飾を加えた結果なのかについては、供述の表現ぶりそのものからはおよそ判別することは容易ではない。 そもそも、表現力や説明力の類は人によって差があり、場合によっては、聴取を担当する警察官の表現力等が取調べの過程を通じて供述者の供述内容に反映される可能性も多分にある。 また、供述内容が体験に基づくものであるかどうかを客観的、科学的に明らかにすることはなかなか困難なことであり、迫真性や臨場感などは当該供述を見聞きする者の印象に左右される部分があって、どうしても主観的な判断にならざるを得ない（特に裁判官を始め法律家や警察官の判断がそうなる傾向にあるのも否めない。）。このような主観的判断を重視しすぎると事実を見誤る危険があるから、その判断は慎重に行うべきであって、迫真性や臨場感などの要素は供述の信用性を判断するに当たり補助的な指標に位置付けられるべきである。幾らB男供述に具体性、迫真性や臨場感があるとの印象を抱いたとしても、経験上説得力の乏しい主観的な（場合によっては恣意的な）評価にとどまってしまうことが多いことに変わりはなく、客観的証拠等による裏付けがある場合と同等に、B男供述の信用性を担保する事情にはなり難いというべきである。確定判決が指摘するB男供述の具体性や迫真性、臨場感といった事情は、少なくとも客観的裏付けの乏しい本件の証拠関係の下では、B男供述の信用性を肯定する決め手にはならないし、そのようにすべきでもない。 ＊この叙述は大倉鑑定の影響を受けているように思われる。大倉報告参照。				これまでかみあわなかった要素がかみあうように構成されている。もっとも、P(E ~H)の算出に必要な要素（警察官の追及が念入りになされたので詳細な供述になった蓋然性）を具体的に算出したわけではない。証明論の観点からみて、この叙述の意味として考えられるのは2つ。 (1) 可能性論（ニアブダクション）の危険性を訴えている。 (2) 具体性、迫真性、臨場感の有無・程度は、解明度を低下させる独立した要素と考えるべきではないと主張している。

法と心理学会2025
November 8-9, 2025
南山大学

《ワークショップ》

刑事裁判における事実認定へのベイズ理論の適用の意義

《指定討論者コメント》

経験則の常識的な適用とベイズ理論



明治大学法学部教授・弁護士
東京大学名誉教授
太田 勝造 (OTA Shozo)
e-mail: sota@meiji.ac.jp

名所江戸百景
(亀戸天神境内)
歌川広重
One Hundred
Famous Views
of EDO
Grounds of
Kameido Tenjin
UTAGAWA Hiroshige



事実認定の合理的モデル
《経験則の適用》

**経験則：「覚醒剤密輸事案で、回収方法の指示がある場合ならば、
プロの密輸組織が関与している。」**

(中川先生のご教示による最決H25.10.21からの例)

覚醒剤密輸事案での人々の判断：

「あっ、プロの密輸組織が関与してたんだ。」

「回収方法の指示があれば、

プロの密輸組織が関与してるよね。」

「ということは、回収の指示があったはずだ!!!」

名所江戸百景
(亀戸天神境内)
歌川広重
One Hundred
Famous Views
of EDO
Grounds of
Kameido Tenjin
UTAGAWA Hiroshige



事実認定の合理的モデル
《経験則の適用》

麻薬密輸事案と論理的構造が同一の経験則推論
経験則:

「雨が降れば、道路が濡れる」

人々の判断:

「あれっ、道路が濡れているぞ。」

「雨が降れば、道路は濡れるよね。」

「ということは、雨が降ったんだ!!!」



名所江戸百景
(亀戸天神境内)
歌川広重
One Hundred
Famous Views
of Edo
Grounds of
Kameido Tenjin
UTAGAWA Hiroshige



事実認定の合理的モデル
《経験則の適用》

経験則を用いた人々の判断の「論理構造」

経験則:「雨が降る(A), **ならば**, 道路が濡れる(B)」
証拠:「道路が濡れている(B)」

結論:「**よって**, 雨が降った(A)」

$$\frac{A \rightarrow B \quad B}{A}$$

名所江戸百景
(亀戸天神境内)
歌川広重
One Hundred
Famous Views
of EDO
Grounds of
Kameido Tenjin
UTAGAWA Hiroshige



事実認定の合理的モデル 《経験則の適用》

経験則を用いた人々の判断の論理構造

A 雨が降る → B 道路が濡れる
B 道路が濡れている
A 雨が降った

論理学者の批判: Affirming the Consequent

「逆 ($B \rightarrow A$)」は、必ずしも真ならず!!!

よって、人々の経験則判断は、
論理的に不適切な推論である!!!

よって、人々の思考は非論理的だ!!!

《正しい推論: Modus Ponens》

A 雨が降る → B 道路が濡れる

A 雨が降った

B 道路が濡れる

★ 散水車の水で道路が濡れた場合がある



名所江戸百景
(亀戸天神境内)
歌川広重
One Hundred
Famous Views
of EDO
Grounds of
Kameido Tenjin
UTAGAWA Hiroshige



事実認定の合理的モデル
《経験則の適用》
確率論からの再反論

経験則「雨が降る, **ならば**, 道路が濡れる」は,
真偽の**二値論理**が成り立つような
極端な**論理的世界**の命題ではなく,
不確実性を内含する**確率的な現実世界**
の命題である.

⇒Affirming the Consequent のどこが悪い?!!!



経験則「雨が降れば, **たいてい**道路は濡れる」

経験則
の
厳密化

「雨が降るときに, 道路が濡れる場合の方が,
雨が降らないときに, 道路が濡れる場合よりも,
遥かに多い.」

名所江戸百景
(亀戸天神境内)
歌川広重
One Hundred
Famous Views
of EDO
Grounds of
Kameido Tenjin
UTAGAWA Hiroshige



事実認定の合理的モデル
《経験則の適用》

確率論からの再反論

経験則
の
厳密化

「雨が降るときに、道路が濡れる場合の方が、
雨が降らないときに、道路が濡れる場合よりも、
遥かに多い。」



$p(\text{道路が濡れる} | \text{雨が降る}) \gg p(\text{道路が濡れる} | \text{雨が降らない})$



尤度比 $\frac{p(\text{道路が濡れる} | \text{雨が降る})}{p(\text{道路が濡れる} | \text{雨が降らない})} \gg 1.0$



事実認定の合理的モデル

《経験則の適用》

確率論からの再反論

経験則 「雨が降るならば、道路が濡れる」

厳密経験則 「雨が降るときに、道路が濡れる場合の方が、雨が降らないときに、道路が濡れる場合よりも、遥かに多い。」

$$\text{尤度比} \frac{p(\text{道路が濡れる} | \text{雨が降る})}{p(\text{道路が濡れる} | \text{雨が降らない})} \gg 1.0$$

尤度比が1.0よりも遥かに大きい



道路が濡れていることを知った後での雨が降った確率である事後確率 $p(\text{雨が降った} | \text{道路が濡れている})$ が、道路が濡れていることを知る前の事前確率 $p(\text{雨が降った})$ よりも、急上昇する(ベイズ則から)

名所江戸百景
(亀戸天神境内)
歌川広重
One Hundred
Famous Views
of EDO
Grounds of
Kameido Tenjin
UTAGAWA Hiroshige



事実認定の合理的モデル
《経験則の適用》
確率論からの再反論

経験則 「雨が降るならば, (通常は) 道路が濡れる」
証拠 「道路が濡れている」

結論 「雨が降った確率が, 濡れた道路を見る前よりも非常に大きくなる」

※ 道路が濡れているのが散水車のためであることなど,
一生に何回経験する事象だろうか?

**真偽の二値論理による論理学者の批判は
非現実的で, 的外れではないか?
人々の判断は, 妥当な確率推論であった!!!**

名所江戸百景
(亀戸天神境内)
歌川広重
One Hundred
Famous Views
of EDO
Grounds of
Kameido Tenjin
UTAGAWA Hiroshige



事実認定の合理的モデル
《経験則の適用》
確率論からの再反論

例:[契約書作成の経験則]

契約が有効に成立したならば、(通常は)契約書を作成する。

《厳密化・確率化》

契約が有効に成立したときに、契約書を作成する場合の方が、
契約が有効に成立していないときに、契約書を作成する場合よりも、
遥かに多い。

$p(\text{契約書作成} \mid \text{契約成立}) \gg p(\text{契約書作成} \mid \text{契約成立せず})$

よって、 $p(\text{契約成立} \mid \text{契約書作成}) \gg p(\text{契約成立})$

つまり、契約書認定前よりも、契約成立の確率急上昇

⇒事前確率が一定以上なら、事後確率は証明度を超え、契約成立認定



事実認定の合理的モデル
《経験則の適用》
確率論からの再反論

例:[救急車の経験則]

殺意があれば大怪我をさせたときにも、(通常は)救急車を呼ばない。

《厳密化・確率化》

殺意があつて大怪我をさせたときに、救急車を呼ばない場合の方が、
殺意がなくて大怪我をさせたときに、救急車を呼ばない場合よりも、
遥かに多い。

$p(\text{救急車呼ばず} \mid \text{殺意あり}) \gg p(\text{救急車呼ばず} \mid \text{殺意なし})$
よって、 $p(\text{殺意あり} \mid \text{救急車呼ばず}) \gg p(\text{殺意あり})$
つまり、救急車を呼ばなかったことを知る前よりも、
殺意があったとの確率が急上昇する。

⇒事前確率が一定以上なら、殺意を認定することになる



事実認定の合理的モデル
《経験則の適用》
《結論》

「AならばB」という形の経験則は、
Aであるのときに、Bである場合の方が、
Aでないときに、Bである場合よりも、
遥かに多い

という尤度比(ないしベイズ・ファクタ)の形式に
厳密化・確率化して用いれば、ベイズ理論的に正
しい適用ができ、かつ、証拠・間接事実・経験則の
蓄積プロセスも事前確率⇒事後確率として適用
できる。



名所江戸百景
(亀戸天神境内)
歌川広重
One Hundred
Famous Views
of EDO
Grounds of
Kameido Tenjin
UTAGAWA Hiroshige



法と心理学会2025
November 8-9, 2025
南山大学

《ワークショップ》
刑事裁判における事実認定へのベイズ理論の適用の意義
《指定討論者コメント》
経験則の常識的な適用とベイズ理論

—— ご清聴をありがとうございました ——



明治大学法学部教授
弁護士・東京大学名誉教授
太田勝造 (OTA Shozo)
e-mail: sota@meiji.ac.jp

名所江戸百景
(亀戸天神境内)
歌川広重
One Hundred
Famous Views
of EDO
Grounds of
Kameido Tenjin
UTAGAWA Hiroshige



裁判官は、何故ベイズ理論あるいは確率論に拒否的（あるいは無関心）なのか

2025年11月8日 石塚章夫

1 心証や証明度に度合いがあることは、一般的に承認されている。

○心証（証明点）→立証の過程で判断者たる裁判官が証明命題の存在の蓋然性をどの程度であるかと考えている思い→可変的であり、かつ立証活動に伴って揺れ動く。

○証明度→証明命題が存在すると判断してよい心証（証明点）の程度→下記(1)や(2)の立証命題に対応して、証明点も異なる。

(1) 民事裁判における、「疎明」、「証拠の優越」（51%）、「相当程度の蓋然性」（長崎原爆訴訟高裁判決、70%）、「高度の蓋然性」（ルンバール事件最高裁判決、85%）、「証明度軽減の法理」（85%→70%）

(2) 刑事裁判における、「合理的な疑いを超えた証明」の証明度（95%）、「主要事実を推認させる第一次的情况証拠を推認させる第二次的情况証拠の証明度」（85%争いあり）、量刑事情についての証明度（70%）

太田の図表（証明点、証明度、解明度）、証明度数式、

2 心証に度合いがあり、証明度にも度合いがあるとすると、過去の一回的事実の存否についても、確率的にその存否を考えていることになる。

ベイズ理論は、まさに、この過去の一回的事実の存否を確率的に考えようとする理論である（注）。

それなのに、何故拒否的（あるいは無関心）であるのか？

(1) 無知あるいは確率論についての体質的拒否反応

司法研修所教官の中にも、ベイズ理論や確率的判断に関心を持つ人もあるが、大勢には至っていない。（西野吾一「統計的・確率的立証についての一考察」井上古稀2019年）、細田啓介「間接事実による推認過程」池田・前田古稀2020年（後者は、大阪母子最判説示をベイズ的に読み解いている。また、「司法修習生を指導してきた経験などからすると、人は経験則等により $P(D|C)$ という条件付き確率を示されたとき、 $\sim C$ から D が導かれる確率、つまり $P(D|\sim C)$ をも考慮することや、事前確率 $P(C)$ をも考慮することが苦手である」と書いている。）

(2) 二項対立的事実観

→過去の一回的事実は、実体的に一つだけ存在する。その実体的真実に肉薄するのが裁判の仕事→確率的な判断になじまない。「確率」という言葉への違和感

(3) 二項対立的事実観の克服

① 当該被告人あるいは再審の請求人にとって、「過去の一回的事実が実体的に一つだけ存在する」ことは疑いない。

- ② しかし、第三者がそれを認識するという分野では、その事実の存否や実体は、確率的に考えざるを得ない（そして、実際には皆そのように考えている）。

3 「論理則、経験則」という判断基準

ここでは、「論理則」だけを取り上げる。

(1) 経験則・論理則についての最判説示

平成24年2月13日最一判

「1 刑訴法382条の事実誤認とは、第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいう。

2 控訴審が第一審判決に事実誤認があるというためには、第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示す必要がある。」

(2) 「論理則」の意味

石井一正（刑事実務証拠法第3版394頁）

「論理法則と言っても、経験法則同様、ごく初歩的、日常的な推理である。したがって、論理法則を正しく適用するために論理学を研究する必要はなく、ここでもまた日常の生活体験の蓄積が重要なのである。」

鳥毛美範「刑事事実認定における『論理則』の意義と役割」（季刊刑事弁護87・88号）

帰納的推理における仮説検証の必要性→論理則における必須の過程→この仮説検証を行わない場合は「論理則違反」となる。

4 大阪母子殺人放火事件の最判説示に含まれているベイズ理論と論理則

ベイズ理論→複数の間接事実の組合せによる証明点の変動を可視化する。

論理則→対立仮設型検証法を論理学的に正当化する。

5 結論

対立仮設型検証やベイズ理論は、新しい考えの導入を主張しているわけではなく、実際に実務が行っている事実認定の手法を、可視化（自由心証のブラックボックスを、分かり易い理由を書くことによって見えるものにするー対立仮設型検証）し、かつ洗練されたものにする（実際に行っている確率的な心証形成の過程を正当化するーベイズ理論）ものである。

（注）

「合理的判断構造の確率表現である主観的確率として心証を位置づける本稿の立場は、民事訴訟法および刑事訴訟法の原則とされる自由心証主義とも整合的である。自由心証主義

は、証拠評価による事実認定を裁判官の自由な心証に委ねるというものである。自由な心証と言っても、裁判官の全くの恣意的な判断を許すものではないことは、主観的確率が恣意的判断でないことと対応する。自由心証主義において、裁判官の判断が論理法則や経験則に基づく合理的なものでなければならないとされていることは、主観的確率が確立の公理を満たし、統計的情報のような客観的情報が存在する場合にはそれに従って心証形成をするべきであることと対応する。こうして見てくると、主観的確率として心証形成を位置づけることは、自由心証主義の論理的帰結に他ならないとさえ言えそうである。」(太田勝造『「被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することが極めて困難な事実」について：事実認定・心証形成の合理的理論からの一考察』法学論叢92巻4・5合併号43頁2020年)」同様のことは、村山が紹介する R.Bender にも書かれている。

